

本校では、いじめ防止のため、以下の方針で取り組む。

(1) 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、生徒が相談する相手を選ぶことができるようにしたりするなど、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。

(2) 指導の充実・毅然とした指導の徹底

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるため、道徳の授業を指導の要とし、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。

なお、いじめる側の生徒に対する指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。なお、暴行や恐喝等の事例に関しては関係機関と連携して対応する。

(3) 校内組織の充実

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止対策委員会（校長、教頭、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を置くものとする。また、いじめがあったと確認された場合は、教育委員会の支援を受け、

(1) いじめの事実確認、

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援、

(3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を円滑に行うものとする。

(4) 保護者と一体となったいじめ改善(被害生徒・保護者への支援)

いじめを受けた生徒又はその保護者に対しては、いじめ防止対策委員会を機能させ、支援に万全を期す。

(5) 保護者と一体となったいじめ改善(加害生徒への指導・保護者への助言)

いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、教育委員会や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努める。

(6) 教職員研修の実施

生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

(7) 情報の共有

学校がいじめと認知したケースについては、聞き取りやアンケート等を学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。合わせて、継続観察と必要に応じた指導を行う。また、いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、いじめ防止委員会により連携、個別相談等により、いじめの有無を確認する。

(8) 情報モラル講習会の充実・学校だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信

講習会の充実を図り、メールやインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。また、いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を広く保護者に発信する。

(9) 重大事態対処

万が一、重大事態が発生した場合は、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。合わせて、教育長に重大事態が発生した旨の報告を行う。場合によっては、調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる。

【はじめに】

いじめ防止対策推進法に則り、新地町教育委員会（以下教育委員会）では、いじめを許さない学校づくりを推進する。いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

1. いじめについては、以下のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

2. 教育委員会は、その基本理念にのっとり、新地町内各小中学校（以下、各校）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる。各校は、新地町いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

【基本的な方針】

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項について
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項について
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項について

3. 教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、児童相談所、福島県警察、法務局その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

4. 各校及びその教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童生徒（以下 児童生徒）の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

5. 各校では、いじめの防止のため、児童生徒等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

6. 教育委員会及び各校は、いじめを防止するため、児童生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止の啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

7. 各校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止対策委員会を置くものとする。

8. 教育委員会及び各校は、いじめを早期に発見するため、児童生徒等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。各校においては、校務分掌にいじめ防止対策委員会を位置付け、自校のいじめに関する実態と対応状況を正確に把握する。

9. 教育委員会及び各校は、児童生徒等及びその保護者並びに所属教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。なお、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

10. 教育委員会及び各校は、所属教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修への参加等を促し、資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

11. 教育委員会及び各校は、児童生徒等及びその保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止、及び効果的に対処することができるよう研修会や講演会等、必要な啓発活動を行う。

12. 教育委員会及び各校は、児童生徒等がインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。また、関係機関との連携を密にする。

13. 校長は、児童生徒等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

教育委員会は、この報告を受けたとき、必要に応じ当該学校に必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。合わせて、いじめ問題対策連絡協議会等より意見を聞く。

14. 各校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめ防止対策委員会の機能を活かし、その行為をやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。また、必要があると認めるときは、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずる。

15. 校長及び教員は、児童生徒等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒等に対して懲戒を加えるものとする。

16. 教育委員会は、いじめを行った児童生徒等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒だけでなく他の児童生徒等も安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

17. 教育委員会は、当該校のいじめ防止対策委員会と連携し、重大事態の発生防止に資するため、速やかに、聞き取りやアンケートの使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 教育委員会及び各校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめの情報共有の手順及び内容

